

# 厚生常任委員会

平成28年11月18日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○小林 誠	中川 靖広
小村 尚己	平川 理恵	濱 眞理子
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	総 務 部 長	植村 俊彦
健康福祉部長	面卷 昭男	福祉子ども課長	中原 潤
同 課 長 補 佐	上埜 幸弘	長寿福祉課長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	羽根田久枝	同 係 長	明石 将樹
健康対策課長	北 典子	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
生活環境部長	乾 善亮	国保医療課長補佐	田口 昌孝
環境対策課長	栗本 公生	住 民 課 長	浦野 歩美

## 3. 会議の書記

議会事務局長	黒崎 益範	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 平川委員、濱委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、副町長のご挨拶をお受けします。 池田副町長。

副町長

皆さん、おはようございます。

本日、小城町長が公務で出張されましたので、かわりまして、冒頭のご挨拶をさせていただきたいと思います。

宮崎委員長初め委員の皆様並びに中西議長様には、早朝よりご出席いただき、ありがとうございます。

本日ご審議いただくのは、継続審査の環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましては、ゼロ・ウェイスト宣言案のご提示とパブリックコメントの実施及び仮称斑鳩町ゼロ・ウェイスト行動宣言実施計画案についてご提示申しあげ、ご審議をいただきたいと考えております。

また、年末年始のごみ処理業務につきましてもご説明申しあげます。

2の各課報告では、国の平成28年度の第2次補正に計上されました臨時福祉給付金につきまして、ご報告申しあげたいと考えております。

いずれの案件につきましても、ご審議のほどよろしくお願いを申しあげまして、小城町長にかわりましての冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願いをいたします。

委員長

それでは、最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、平川委員、濱委員のお2人を指名いたします。お2人には、どうぞよろしくお願いをいたします。

本日予定をしております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1番目として、継続審査を議題といたします。

1番目の環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の委員会におきましては、先ほど副町長のご挨拶にもありましたように、現在、斑鳩町廃棄物減量等推進審議会に諮問しております斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（案）につきまして、審議会としての一定の取りまとめがなされ、広く住民の意見を聞くため、パブリックコメントを実施することとなりましたので、宣言（案）の概要とあわせてご報告をさせていただきます。

また、年末年始のごみ処理業務につきまして、体制が整いましたので、あわせてご報告をさせていただきます。

まず、斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（案）についてであります。ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりを進めることを町の決意として広く内外に公表する、いわゆるゼロ・ウェイスト宣言につきまして、本年2月25日に斑鳩町廃棄物減量等推進審議会、以下、審議会と呼ばせていただきますが、その審議会に内容を諮問いたしましてから、これまでに3回の審議を経まして、審議会として一定の斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（案）がまとめられたところであります。本日、資料1-①で、審議会に取りまとめられた（仮称）斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（案）をお示しをしておりますので、それに基づきまして概要をご説明をさせていただきます。

まず、名称が、（仮称）斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（案）となっておりますが、名称につきましては、現時点におきまして、仮称となっております。これは、これまで我が国でゼロ・ウェイスト宣言をされております3自治体の例を見ますと、「上勝町ごみゼロ宣言」、「大木町も

つたいない宣言」、「ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言」といったように、いずれも宣言に愛称をつけておられることもあり、当町のゼロ・ウェイスト宣言につきましても、現在、審議会で、住民の方が親しみ、そして理解を深めていただけるような愛称を検討いただいているところで、パブリックコメントで住民の方から出された意見を踏まえ、最終的な愛称の候補をまとめることとされているところであります。

次に、ゼロ・ウェイスト宣言の形式等ではありますが、特に定められたものではなく、決意表明や方針、目標を定めたゼロ・ウェイスト宣言、この資料で申しますと、1の(仮称)斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言の部分がそれに当たりますが、決意表明や方針、目標を定めた宣言と、それを達成するための行動を、資料の1枚目の裏面にございます2の(仮称)斑鳩町ゼロ・ウェイスト行動宣言という2つの宣言という形で構成をしております。また、ゼロ・ウェイスト行動宣言の具体的な取り組みの内容を、資料の2枚目にございますように、ゼロ・ウェイスト行動宣言実施計画(案)という形で宣言とは別立てにしているところであります。

次に、ゼロ・ウェイスト宣言の内容ではありますが、町の決意表明ともなる前文に続きまして、資料1枚目の中段からやや下に、(1)限りある資源を大切に作る暮らしを次の世代に引き継ぐ、(2)平成39年度までにごみを燃やさない、埋め立てない町を目指す、(3)同じ志を持つ人々とゼロ・ウェイストの輪を広げるといった今後の町のごみ処理に関する方針、目標を述べております。そして、この3つの町の方針、目標を達成するために、裏面にございますように、(1)次世代を担う子どもたちへの教育の充実、(2)2Rの推進によるごみを発生させない仕組みづくり、(3)生ごみ全量資源化、新たな資源化の推進を初めとした7項目にわたる事項につきまして推進していくことを、行動宣言という形で述べているところであります。そして、細部にわたる具体的な取り組み内容につきましては、次のページにございます行動宣言実施計画(案)という形で主な取り組み内容を記載をしており、ゼロ・ウェイスト宣言後は、これらの取り組みを計画的に進めていき、進捗状況に応じ、取り組み内容の見直しあるいは取り組みの強化などを図っていき、

ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりを進めていくこととなります。

今回、一定の取りまとめをいただいた審議会では、最終的な斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（案）をまとめる前に、住民の意見を聞き、反映できるものはしていきたいとのことから、今回、パブリックコメントを実施することとなったものであります。この斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（案）の閲覧期間につきましては、11月21日（月）から12月5日（月）までの15日間で、環境対策課の窓口のほか、中央・東・西各公民館及びホームページでも閲覧することができます。なお、意見の提出期間は、12月5日（月）午後5時30分までとなっており、住民の方への周知につきましては、11月15日発行の11月号町広報紙お知らせ版に掲載をしているところであります。

最後に、今後のスケジュールでございますが、12月16日に審議会が開催され、パブリックコメントでの住民の意見を踏まえ、宣言内容、愛称を含めて最終の取りまとめがなされ、来年1月末にも斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（案）の答申が出される見込みとなっております。

3月議会に斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言を上程させていただき予定にしておりますので、よろしくお願いをいたしまして、斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（案）の説明とさせていただきます。

次に、2点目、年末年始のごみ処理業務につきまして、資料1-②に基づきましてご報告をさせていただきます。今年度におきましても、資料にも記載をしておりますように、12月29日（木）曜日、翌30日（金）曜日は年末年始の役場閉庁期間ではございますが、可燃ごみ、その他プラスチック類、生ごみにつきまして、臨時収集をさせていただきます。また、12月29日（木）から31日（土）まで行う年末の持込受付につきましては、衛生処理場焼却棟解体撤去工事が完了したことから、平成24年の年末より役場東側駐車場で行っていた持ち込みの受け付けを、従来の衛生処理場に戻すこととしております。12月31日（日）、大みそかにつきましては、混雑を緩和するため、衛生処理場に加え、三井観光自動車駐車場、生き生きプラザ斑鳩の駐車場の3か所で受け付けをさせていただきこととして

おります。なお、年始につきましては、1月4日水曜日より、収集あるいは持込受付業務につきましては、通常どおり行うこととしております。年末は、普段収集日でない日に収集を行う、あるいは持込受付時間等も変則になっておりますことから、住民周知につきましては、12月号町広報紙への掲載のほか、公共施設やごみ集積場所への周知ポスターの掲出、さらにはホームページやごみ分別アプリなどでも情報提供するなどし、周知の徹底を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上で、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 ちょっと教えてほしいんですけど、このウェイトってどういう意味なん。

環境対策 ウェイトってというのは、英語で、無駄、浪費、あるいはごみといった意味があります。以上です。  
課長

中川委員 それと、この中に2Rって何か所か出てくるねんけど、3Rのリデュース・リユース・リサイクル、リサイクルもごみを発生させないということやねんけど、何でこれ、2Rにしたん。

環境対策 一般的に3Rという呼び方をしておりますけども、一番大事なのはごみを発生させないリデュース、そして2番目が再利用をするというリユース、これが中心となって、それでもごみとして出されたものはリサイクルをしていくということなので、まずはごみを発生させないということでこの2Rを推進していくと。そして最後に出されたものは3R目、リサイクルをしていくということなので、ここでは2Rを推進をしていくということになっております。  
課長

中川委員　　へ理屈かわからへんけど、リサイクルするものって、全部、ほんならごみなんかな。一旦ごみっていう考え方やねんな。ごみになっていないものもリサイクルする場合あるけど。

環境対策課長　　住民の方は不要となったものは一応ごみということなんですけども、それをごみとして単に燃やしたり、埋め立てたりするんじゃなくて、資源として使えるものは資源として使っていこうと。ただ、住民の方、もともと資源として出されるビン、缶であるとか、ペットボトル、そういったものは、もう、法律上、廃棄物ではないという扱いをされるんですけども、例えば斑鳩町で言うとその他プラスチック、あれについては、法律上は廃棄物です。それをやっぱりただ燃やしたり、埋め立てたりするんじゃなくて、リサイクルをしていこうということでご理解をいただきたいと思います。

委員長　　ほか、ございませんか。　平川委員。

平川委員　　前もちょっと伺ったかもしれないんですけど、埋め立てない、燃やさないっていうのは、町内でっていうことなのか、町外も含めて、斑鳩、ほかの県外に持って行っていきますが、その含めての燃やさない、埋め立てないっていうことを目指しているのか、どちらなんですか。

環境対策課長　　斑鳩町としてごみを燃やさない、埋め立てない、町内じゃなくて斑鳩町として、もうどこであっても燃やさない、埋め立てない処理を進めていくということをご理解ください。

平川委員　　審議会の中では、特にどんな意見が出ていたんでしょうか。

環境対策課長　　これまで3回の審議会を開催して、さまざまな意見が出されています。中には、ごみを燃やさない、埋め立てないことが、そんなことは実現

できるとかといった委員の方もおられます。

仮に、可燃ごみ、燃やすごみでご説明をさせていただきますと、直近の組成調査で、ごみの中身を調べる調査で、斑鳩町の可燃ごみの中身は、生ごみは71%、紙類が27%、指定袋を含めてその他が2%という割合になっています。既に生ごみにつきましては、自家処理を推進するとともに、モデル事業であります。現在、分別収集も進めていますので、いずれは可燃ごみからなくなるというふうに推測をしております。また、可燃ごみの中の27%を占めております紙類の組成も見てみますと、紙類の約80%が紙おむつ、あと20%が新聞や雑紙など再生可能な古紙類となっています。再生可能な古紙類につきましては、既に集団回収で回収をいただいておりますので、分別の徹底を、現在、お願いしていると。そうすると、最終的に可燃ごみの中は紙おむつと指定袋だけになると。その紙おむつにつきましては、現在、福岡県の大木町が分別収集、資源化処理を実施されるなど、技術的にもう既に資源化処理が可能になってきていますので、近い将来、可燃ごみから分別され、資源化処理されていくだろうというふうに予測しています。そうなりますと、可燃ごみというのは指定袋を含む2%となりますので、可燃ごみがなくなれば指定袋も当然なくなりますので、燃やすごみはゼロになる、もしくは限りなくゼロに近づくということで委員には説明をさせていただいて、それに向かって進んでいこうということで、審議会のほうでもまとまっているところであります。

平川委員 先日、処理施設を見学に行かせていただいて、非常にすごくりサイクルっていうか、燃やすごみを減らすようになっていろいろな取り組みしてくださっているのがすごくよくわかりまして、また、そういう啓発活動を進めていただくと、また住民の意識も高まってくると思いますので、今後ともよろしくお願いします。

委員長 濱委員。

濱委員

私もこの間見学させていただいて、ちょっと、さすがに徹底してというか、限りなく進めていただいているっていうのがよくわかったんですけども、今、説明あったように、可燃のごみとかについてはそうですが、やっぱり埋め立ての分っているのが、やっぱりこれから、今、まだ手つかずの分っているのがたくさんあるかなと思います。この中はやっぱり、埋め立てもしないっていうのが目標ですのでね、じゃあ、今、埋め立てをしているものっていうのは、プラスチックの中に混入されている燃料に再生できないようなものであったりとか、そういったものを埋め立てのほうに回しているということがあって、その埋め立ての場所も、広大なね、これからすごい山ができるほど積んでいきますっていうようなことで、これから何年かは大丈夫ですっていう説明を受けましたけども、何年か大丈夫っていうのと、埋め立てをしないっていうのはまたちょっと相反するところがあるのでね、その辺ではね、一番これから問題になることかなと思うんです。埋め立てをするものっていうのは再生できないものっていうことなので、今、埋め立てしているものの中からどれだけ再生資源を取り出すかっていうような、そういうね、技術的なこととか、手間もかかるけれども、そこっていうのは大きな課題だと思っています。

これから住民の方の意見をまた聞かせていただくっていうことですけど、斑鳩町がごみをね、減らすという大きな取り組みを始めたときにも住民の皆さんから、意見、たくさん集めたんだと思いますけども、そういった中では、どうなんでしょうか、住民の意識の変化なんかも比べて、最初に取り入れるときからどんなふうに住民意識っていうか、これからこの宣言っていうものをみんなで作っていかうっていうところでは、何か変化っていうか、その辺は、手応えみたいなものもありますか。

環境対策  
課長

当町、平成12年にごみ袋の有料化を実施をさせていただいております。それまではですね、資源化率も全国平均や奈良県平均と変わらないところだったんですけども、現在では資源化率が54%、全国平均が20.6%、奈良県平均が15.6%でありますので、有料化を始める前

はほぼ一緒やったのが、それだけ差が出てくると。やはりいくら行政が旗を振りましても、住民の方がそれに応えてくれなければ全然資源化率っていうのは伸びませんので、そのあたり、やっぱり斑鳩町の住民の方は、有料化を機にごみ問題について真剣に考えていただいて、将来のこの良好な環境を将来の町民に継承するため努力をいただいておりますのは非常に意識としては高いというふうに手応えを感じておるところであります。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2番目として、各課報告事項を議題といたします。

1番目として、臨時福祉給付金（経済対策分）について、理事者の報告を求めます。 中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項（1）臨時福祉給付金（経済対策分）について、ご報告申しあげます。

資料2のほうをお願いいたします。資料2、臨時福祉給付金（経済対策分）についてをもとに、給付金の概要と今後のスケジュール（予定）につきましてご説明をさせていただきますので、よろしく願い申しあげます。この臨時福祉給付金（経済対策分）につきましては、国の平成28年度第2次補正予算において盛り込まれたもので、平成26年4月に実施された消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施するもので、町といたしましては、12月議会にその補正案を提出させていただく予定としております。

(1) 給付金の概要でございますが、給付金の趣旨、基準日、支給対象者等、その概要をまとめたものでございますので、よろしくお願ひいたします。基準日につきましては、平成28年1月1日であります。支給対象者につきましては、平成28年度臨時福祉給付金と全く同じで、基準日に住民基本台帳に記録されている方で、平成28年度の市町村民税(均等割)が課税されていない方となります。ただし、生活保護の被保護者、市町村民税が課税されている方の扶養親族等を除きます。支給額につきましては、支給対象者1人につき1万5,000円であります。この支給額は、平成29年4月から平成31年9月までの30か月分を支給対象期間とされており、現在実施しております平成28年度臨時福祉給付金が、平成28年10月から平成29年3月までの6か月分として3,000円の支給額でありますので、対象期間の違いによりまして支給額が異なってきております。申請期間につきましては、受付開始日から3か月としているところでございます。対象者数の見込みにつきましては、約4,700人と見込んでいるところでございます。

次に、今後のスケジュールの予定でございます。まず、2月下旬に対象と思われる方に申請書等案内を送付させていただき、3月より受け付けを開始する予定で、現在、その準備を進めております。そして、4月中旬より給付金の支給を行ってまいりたいと考えております。住民の皆様への周知につきましては、12月に制度概要や申請手続き等を広報や町ホームページで行っていきたくと考えておりますので、よろしくお願ひ申しあげます。

以上、臨時福祉給付金(経済対策分)についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 以前っていうんか、今かわからへんけど、この給付金の対象者に案内出したんか何かで、まだ申し込みがない人がおられるっていう話聞いた

と思うねんけど、もう全部行きわたったんかな。

福祉子ども課長 現在、臨時福祉給付金、平成28年度分と、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等の臨時福祉給付金のほうを受付をしているところでございます。これが12月1日までの受付期間としているところです。そちらのほうにつきまして、まだ未申請者がいるところでございます。この次にちょっとご報告をさせていただこうと思っておるんですけども、まだその未申請者をですね、申請をしていただくために、申請期間を延長等してですね、申請していただけるように広報等もしていきたいと思っております。

(「パーセント言うたらええねん」と呼ぶ者あり)

福祉子ども課長 現在ですね、行っている平成28年度臨時福祉給付金が、約27%の方がまだ未申請です。もう1つの障害・遺族年金受給者向け給付金のほうが、約17%の方が未申請となっている状況でございますので、その辺、申請をしていただくように今後も広報等していきたいと考えております。

中川委員 期限を延長しても、例えば広報等でお知らせしているのを把握していない人やったら、なんぼ期限延長しても申請しはりませんわな。何かこう、ダイレクトに直接、こんな給付金出ていますけどっていうことを直接その申請していない人にお知らせをするということは不可能なんかな。大体皆、それわかったら、普通、もらえるものはもらうでっていう感じで申請しはると思うねんけど、そんなもんいらんわって言わはる人いはらへんと思うねんけどね。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉 平成26年度、27年度の最終の申請率申しますと、約86%の方が、

部長 最終、申請されます。これにつきましても、当初のご案内で、なおかつ途中、途中で広報紙、あるいはポスターとか、ましてや国のほうからもメディアを通して、受け付けがありますので申請してくださいよというような形で積極的に情報提供のほうはさせていただいているんですけども、やはりその中では、もういいよと思われる方もおられるとは思いますが、大体全国的にもこのあたりの数字で収まっておりますので、本町といたしましては、その申請の受け付けを最大限伸ばして、最終的に対応させていただいているところでございます。

中川委員 その、最終的に86やったんかな、あと14%言うたら、これ、一緒かな、4,700人の14かな、件数で言うたらどれぐらい、人数っちゅうんか、世帯数で言うたらどれぐらいなるねやろ。

健康福祉部長 件数で申しますと、平成26年度が、対象件数が3,127件、これ、個人も世帯も混ぜてです。延長した最終で、申請をいただいた方が2,712件、平成27年度、これ、終了している分なんですけども、対象件数が、件数で3,184件、受け付けというか、申請された方が2,663件となっているところでございます。

中川委員 その4,500件の方に、広報、ポスター、全然見ていない人、たくさんおられると思うんですよ。直接、4,500件やんな、ダイレクトに連絡したるというようなことはできへんねやろか。

健康福祉部長 あくまでも、これ、契約上は譲与という形になりますので、個々に対してこうこうありますよってということのご案内は国のほうでも想定されておらず、あくまでも申請ですので、そういったものを申請される、当初送るのも、思われる方ですので、その中に、うちは完全に把握はしているんですけども、それ以外の方もおられると思うので、そういったあたり、個々には案内のほうは難しいのかなというふうに考えております。

中川委員 その14%の中には、全然、全く知らんっていう人がおるような気がするねんけどな。どないか知らせたりたいなっていう気持ちやねんけどね。

委員長 それやろう思ったら、もうそれやったら初めから全員に通知せえっていうことになってしまうから、それは無理やとは思うんですけどね。  
植村総務部長。

総務部長 当初の案内につきましては、税務課のほうからさせていただいております。税務課のほうからは、本人が市町村民税の均等割が課税されていないか、これ、確実にわかりますので、これ、送ります。その中で、課税されている方に扶養されている方を除くとなっていますから、これもわかりますので、除いています。

ただ、税務課からお出ししているのは、あくまでも市町村民税の所得割が課税されていませんよという案内がメインであります。これは国からの、総務省からの、指示といいますか、あくまでも税務情報を使えるのは、市町村民税か課税されていませんよという通知にすぎません。その中に、そういう方は今回のこういう臨時給付金の対象となり得る可能性がありますよという案内を、言ってみれば付録という形で入れさせていただいていると。ですから、税務情報をダイレクトにこの臨時給付金の業務に使うということは厚生労働省と総務省との間で話がついていなくて、税務情報を直接使うということができないということがまず1つあります。

それと、私どもの税務課で把握しているのはあくまでも町内での状況ですので、町に住んでいる、例えば高齢者の方が、町外に住んでいる息子さんの扶養家族になっていた場合には、これがかめないということがあります。その場合には、ご本人はそれがわかっておられますので、これは申請の対象にならないということがわかっておられますので、これはみずから申請をされないという場合がありますので、必ず私どもが案内出した人の100%が対象者になるということは限らないというこ

とをご理解いただきたいと思います。

中川委員　　こういう給付金の対象になりますよって、なり得ますよっていう案内を出してんねんから、もうそれ以上は無理やな。副町長、うん言うてはるさかい、無理やわ。

委員長　　濱委員。

濱委員　　中川委員のご意見、私は同感でございます。税務の分野だったりとか、通知を出す方っていうのは、町のほうで把握されているので、今おっしゃったように、はがきを出したり、広報だったりっていうけど、中川委員もおっしゃったように、私も、おつき合いのある方が、広報も読んでいないっていうか、見てもよくわからないからとか、はがきが来てもきちっと読んでいないっていう方、相当いらっしゃいます。あくまでも申請主義っていう、それこそお役所仕事の最たるもので、そういうところにこだわるのではなく、その情報っていうものを持っていれば、行政サイドで対象となる方に対してもっとやっぱり、そういったポスター、広報だけでなく、直接何らかの形で声かけができれば一番だと思うんです。どういう方法をするかっていうのを検討していただかないとですけども、高齢であって、よく見えないからもう広報読まないとか、また、ある程度認知が進んできて、そういうものに対しても、無関心っていうか、全然関知しないっていう人も相当おられる中でね、例えば地域で、住民の方がどうのっていうのは難しいことですがけれども、例えば民生委員さんであったりとか、そういう行政の情報をしっかりとつかんでできる方が声かけができるとか、何か方法はないかなと思うんです。それから、あなたがそうですよって言わなくっても、何らかの形で、こういう行政のサービスっていうか、こういう給付金がありますよっていうことを、やっぱり丁寧にこう、お話が、そういうのがありますよっていうのが話ができるようになっていうか、何かないでしょうかね、そういう工夫っていうのが。100%でないのは確かにわかりますけれども。

総務部長 先ほども申しあげましたように、税務情報をダイレクトに福祉の情報に活用するという場合には限られたものがございまして、今回、この臨時給付金は、あくまでも本人申請という建前上ですね、税務情報をダイレクトに使うということがまずできない、それができないけれども、町としては、大体の対象者になる方はわかっていますので、いわば苦肉の策として、税務情報をご本人さんにまず知らせると。これは問題ないです。その知らせる中で、あなたは臨時給付金の対象者になる可能性が高いですよということできせていただいています。最終的に、なるかならへんかはご本人の判断、あるいは申請をしていただいて、税務情報をきちっと確定したときに、対象なのか、対象でないのかということがわかります。そういうことでのご本人への通知というのは、私ども、最大限の努力はさせていただいているつもりでございます。その後、広く全般的に、ホームページなり、広報なりで、こういう方は申し出てくださいということでお願いをしております、広報を読んでいただかないというのは、ちょっと広報担当の部としてはちょっとじくじたる思いでございますので、できるだけ広報を読んでいただくようお願いをしたいというふうに思っております。

委員長 ほか、ございませんか。 小村委員。

小村委員 先ほど部長のほうから、現在、未申請が27%で、例年のこの給付金に対しては86%の申請があるということをおっしゃっていただいたんですが、今現在の時点で開きが13%あるんですけども、これは、延長したら大体例年どおりの推移で減って86%になるという形でいいんですか、それとも、現在は前年度よりも落ちているってということなのかっていうのをお聞きしたいと思います。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉  
部長 それぞれ平成26年、27年、1か月前、1か月前いうたらおかしい  
んですけども、この時点と以前のやつを同時期で比べますと、平成26  
年が73.8%の申請を受け付けておりますので、大体一緒ぐらいなの  
かなと。27年も、73.9%ですかね、大体同じようなペースできて  
おりますので。そういった状況になっています。

委員長 ほか、ございませんか。よろしい。

( な し )

委員長 ほかに、理事者側から報告しておくことはございませんか。  
中原福祉子ども課長。

福祉子ど  
も課長 福祉子ども課から1点、ご報告がございます。  
先ほども少し申しあげましたけれども、現在実施しております平成2  
8年度臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金の申請期限  
延長についてでございます。平成28年度臨時福祉給付金及び障害・遺  
族年金受給者向け給付金につきまして、申請期限につきまして、12月  
1日までとなっておりますけれども、10月末現在で、平成28年度  
臨時福祉給付金が約27%、障害・遺族年金受給者向け給付金が約17%  
の方が未申請となっておりますことから、その期限といたしまして2か  
月延長しまして、平成29年2月1日とさせていただきます。期限の延  
長に関する住民の方への周知につきましては、町のホームページ及び広  
報12月号お知らせ版にてお知らせを行う予定としております。

以上、福祉子ども課からの報告でございます。よろしく願い申しあ  
げます。

委員長 ほかに、理事者のほうから報告しておくことはございませんか。  
浦野住民課長。

住民課長

住民課より、マイナンバーカードの交付・申請の休日受付について、ご報告申しあげます。平成29年2月から開始を予定しております証明書等コンビニ交付サービスの導入に伴い、役場本庁舎内に設置している証明書自動交付機を来年6月末をもって廃止しますことから、10月号広報お知らせ版と、パゴちゃんカードをお持ちの皆様への個別通知によりまして、証明書自動交付機の廃止についてご案内させていただきました。

証明書自動交付機の廃止以後に、役場の窓口以外で住民票の写しなどの各種証明書の取得を希望される場合は、コンビニ交付サービスをご利用いただく必要がありますが、コンビニ交付サービスを利用するためには、写真付きのマイナンバーカードが必要となります。マイナンバーカードの申請につきましては、厳格な本人確認の上、交付することが義務づけられており、必ずご本人に役場窓口にご来庁していただく必要がありますことから、平日の役場開庁時間内にお越しいただけない方のために、今月から、月に1回、土曜日もしくは日曜日の午前中にマイナンバーカードの交付・申請の受け付けを開始しております。11月につきましては、既に12日土曜日に実施し、15件の受け付けを行っております。12月は11日日曜日、1月は14日の土曜日を予定しております。

なお、今後の休日受付の実施日につきましては、随時、広報いかるがお知らせ版にて周知を行ってまいります。

以上、マイナンバーカードの交付・申請の休日受付についてのご報告とさせていただきます。

委員長

ほかにございませんね。

( な し )

委員長

それでは、報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 中川委員。

中川委員 6月で自動交付機廃止っていう説明やったけど、それはやっぱり、中途半端な月やいうのは、リースの切れる月っていうことでええのかな。

委員長 浦野住民課長。

住民課長 保守、もうリースは切れておりまして、部品の提供期限が6月末までということで、もう6月末をもってということでさせていただきます。

委員長 ほか、ございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項についても終わります。

続きまして、3番目として、その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 平川委員。

平川委員 国民健康保険の県単位化に向けての今現在の進捗状況とか、資料の提供とか、ございませんでしょうか。

委員長 乾生活環境部長。

生活環境部長 国保の単位化ということで、もう既にご承知のように、平成30年度から県の単位化ということで進められようとしております。これは、国民健康保険法の改正がございましたので、国民健康保険財政の将来的に向けた安定化を図るということで進められているわけですが、各市区町村とそれから県と昨年度より以前からですね、いろいろこの件については議論をしてきておるんですけども、ことしになりました、県の方針、明らかに出てまいりましたので、今年度になりました、

県と、それから市町村の代表の担当課長で構成しますワーキンググループっていう、担当者の会議なんですけれども、これが3回開催をされまして、今、その中で、納付金の算定方法、これは県のほうに納付金というのを納めるという形になるんですけれども、この算定方法についての制度設計ですね、などについて、今、議論をしているという段階でございます。また、いろいろ市町村からも意見が出ていますので、最終的にまだ取りまとめがまだできていないという状況で、合意に至っていないという状況でございます。今年度もう1回、12月に会議をするということの予定なんですけれども、その段階で合意が図られるかどうかはちょっとまだ未定でございますけれども、今、その制度設計についての、事務レベルでの担当会議は開催して合意を図っていこうという段階でございますので、まだ今の段階では、まだ合意に至っていないということでございますので、正式にまだご報告できる段階では、今、ないということでございます。

資料につきましても、県のほうからいただいている資料もあるんですけども、県のほうも県会のほうで出されている資料もあるんですけど、資料については、それはございますけれども、まだ明確な、詳細な資料というのはまだできておりませんので、また今後、当然合意が図られていく中で資料というのを作成していくとかという予定もしておりますので、また委員会にも提示できる段階になれば提示をさせていただきたいというふうに考えております。

平川委員 県議会のほうでスケジュール等、示されていて、しかも、県の方針が出ているっていうことについても、やはり町としてどう考えていくのかっていうこともありますし、やはり議会に今の状況とか、そういう県の資料とかも提供していただくのがしかるべきかなと思うんですけれども。私も議員にならせていただいてからまだ1度もそういう資料を議会のほうに提出していただいたこともないと思うんですけれども、そのあたりは、いかがですか。

生活環境 資料のほうはまた次回なり、またこれ終わりましたから、県のほうの  
部長 資料はまた提供、次回の委員会にも提供させていただきたいと思いま  
るので。12月の委員会ですね、開会中の委員会の中で資料のほう提出さ  
せていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

平川委員 審議会の資料は入手することはできますけれども、その中で、来年の  
1月ぐらいにはある程度保険料のほう以案として出てくるようなことも  
言っているんですけども、そのあたりの状況とかの説明についてはな  
いんでしょうか。いつの段階にどういうことのものが出てきますって  
いう一応の目安っていうのがわからないと、住民の方もやはり今後どう  
なっていくのかっていうことを心配しておられて、私らのほうにもどう  
いう進捗になっているんですかという問い合わせを受けるんですけど  
も、一切町のほうからそういうお話がないというのは、なかなかね、住  
民の方も、どうなっているんですかということもおっしゃられるので、  
どの時期にどういう資料なり、どういうことが報告できますっていう、  
そのあたりもきちんと説明していただけたらなと思うんですけど。

生活環境 今、県の資料お持ちですので、当然、県が示しているスケジュールど  
部長 おりいけばですね、来年の2月の市町村長会議が、これ、2月に予定さ  
れています。この段階で素案の合意形成ということですので、どこまで  
案が固まっているかわかりませんが、この段階である程度の状況  
はつかめるのではないかというふうに思っております。

ただ、今、事務レベルの会議をずっと重ねている段階ですので、これ  
が合意しないと、この2月の市町村長の会議のところで合意が図れない  
ということになりますので、スケジュールについては県はこれ、示して  
いますけど、このとおりに進むかどうかはわかりませんが、2月  
になりましたら、ある程度の合意形成ができて、ここで納付金の試算を  
するというふうになっています。ただ、この試算についても、数字が具  
体的に出てくるのかどうかっていうのも、今の段階でまだわかりません。  
まだそれははっきり聞いておりませんし、最終的な素案、それから案

を合意する、最終的に制度の決定をするというふうになってはいますが、案については来年の5月か6月ぐらいに案を決めると。そして、最終的には29年度の9月に制度の決定をするということですので、この段階では、当然、確定をしているということになるんですが、どの段階で数字をお出しできるのか、提示できるのかっていうのは、今のところ、未定でございますけれども、できるだけ市町村のほうも意見を出して、早く出してほしいということをおっしゃいます。町の中でも、当然、これが出てきた段階で、国保運営協議会に諮って、そして協議をしてこないとかんということがあります。そしてそれが答申をいただいたら、それから条例を改正していくということも必要でございますので、それを逆算していくと、来年の2月ですか、2月にこの素案が合意できて数字が出てくるかどうかっていうのは微妙なところだと思うんですが、この段階での案でないと、やはりはっきりとしたことが言えないということでございますので。今も、当然、中ではいろいろ、担当者レベルではいろいろ議論を重ねているという段階でございますので、それを途中経過で出すということになると、これは逆に混乱するということがあるかもわかりませんので、今の段階ではちょっと資料としてはお出ししていないという状況でございますので。資料としては、来月の委員会でこのスケジュールなんかをですね、出せると思うんですが、ただ、出させていただいても、その中身はまだはっきり決まっていないという状況ですので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

平川委員　　ということは、来月の委員会ではスケジュール案を示していただけていうことと、あと、どの時期にどういうことが報告いただけるのではないかっていうことね、今、ちょっと口頭では説明いただけたんですけども、もう1回きちんと説明していただきたいっていうことと、やはり、決まりましたって言ってから、これはこれ以上動かしようがないんですっていう段階で審議をしたところで意味がないっていうのありますので、ある程度、現状どういう方向性になっていくのかっていうことを報告をして、必要な時期に必要な報告をしていただけたらと思うんで

すけれども。

委員長

池田副町長。

副町長

国保の一元化についての審議資料等でありますけれども、県一元化。ただ、県一元化になっても、国保自体は、国保特別会計は町にそのままございます。賦課徴収もそのまま行います。また、給付もそのまま行います。何が変わるか言うたら、県が標準報酬を決めるだけなんですわ。それに基づいて、県がお金を集めると。それだけ。あとまたこういうふう

に配ると。  
そうしたら、この標準保険料がどうなるかが一番問題になってきますけれども、このときに、そうしたら斑鳩町がどれぐらいのレベルになるのか。県によって、やはり問題になっているのは、非常に安いところ、低いところあるんですわ。県下一律より非常に、もう2割も、3割も低いところ、また、3割も、逆に言うたら、4割も高いところもありますねん。これをどうするかというのが、今、議論しているところであります。斑鳩はほぼ標準並みになっていきますけれども。ただ、その標準保険料を、示す保険料について、それを高い、安いのところをどうしていくかが、今、議論されておるところです。スケジュールは出しますけれども、ただ、この時期に、そのスケジュールもこの時期に標準保険料決めますよ、これが一番問題で、これだけですねん。あとは各町村で保険の条例改正を行っていくということになってきます。

あと、もう1つは、県単一化になったときに、医療費の高い市町村がありますわね、そのときに県の調整、その集めた交付金から県の調整交付金をどう配分するか。配分してあげないと、意味がないですわね、高いところは救われないから。そうしたら、低いところは、何で俺そんなところ納めやんなんと議論になってまいりますので、それが、今、議論されておりますので、この2点が大きな問題ですので、この2点が明らかになれば、当然、議会のほうにもお示しいたしますし、当然町のほうにも条例改正必要となってきますので、これで決まりましたとい

う具合にはなっていないと思いますので、そこら情報提供は、当然、適切な時期にやっていきたいと考えております。

委員長

よろしいですか。

ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって、その他についても終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、副町長の挨拶をお受けいたします。

池田副町長。

副町長

( 副町長挨拶 )

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前9時51分 閉会)